

第 51 号議案

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

大田区心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 精神障害者

別表第 1 に次のように加える。

精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定に基づく手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級が 1 級のもの
-------	---

別表第 2 に次のように加える。

精神障害者	障害等級が 1 級のもの		4,500 円
-------	--------------	--	---------

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する者に係る心身障害者福祉手当の支給に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 施行日前に改正後の条例第 2 条第 1 項第 5 号に規定する者であって、平成 28 年 7 月 31 日までに心身障害者福祉手当の認定の申請（以下「申請」という。）をしたものについては施行日に、施行日から同月 31 日までの間に同号に規定す

る者となった者であって、同日までに申請をしたもの（同号に規定する者となった日に申請をした者を除く。）については同号に規定する者となった日に、それぞれ申請があったものとみなす。

（提案理由）

心身障害者福祉手当の支給対象である障害者に精神障害者を加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 52 号議案

大田区立前の浦集会室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立前の浦集会室条例の一部を改正する条例

大田区立前の浦集会室条例（平成 10 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時
第一集会室	平日	1,600 円	2,500 円	3,000 円
	土曜日・日曜日・休日	2,000 円	3,000 円	3,000 円
第二集会室	平日	800 円	1,220 円	1,600 円
	土曜日・日曜日・休日	940 円	1,500 円	1,900 円
全集会室	平日	2,400 円	3,720 円	4,600 円
	土曜日・日曜日・休日	2,940 円	4,500 円	4,900 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する

必要があるので、この案を提出する。

第 53 号議案

大田区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

大田区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 40 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「大田区蒲田本町二丁目 1 番 1 号」を「大田区蒲田五丁目 13 番 14 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、大田区福祉事務所の位置を変更するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 54 号議案

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区立上池台障害者福祉会館条例（昭和 54 年条例第 46 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「促進するとともに、心身障害者にいきいの場を提供し」を「促進
し」に改める。

第 2 条第 6 号中「教養、娯楽、相談等」を「教養等」に改め、同条第 7 号を
削り、同条第 8 号中「から第 9 号まで」を削り、同号を同条第 7 号とし、同条
第 9 号を同条第 8 号とする。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを削る。

第 4 条第 3 項中「から第 9 号まで」を削り、「施設ごと」を「施設」に改め
る。

第 5 条第 2 項及び第 6 条第 4 項中「から第 9 号まで」を削る。

第 9 条中「から第 9 号まで」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第 10 条中「から第 9 号まで」を削る。

第 2 条 大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、同条第 7 号中「次条第 5 号」を「次条第 6 号
及び第 7 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、第
2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 5 条第 7 項の生活介護（主たる対象者を知的障害者とする。）を
提供する事業に関すること。

第3条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 前条第5号の事業に必要な施設

(6) 多目的室

第4条第1項中「前条第1号から第3号まで」を「前条第1号、第3号及び第4号」に改め、同条第2項中「前条第4号」を「前条第2号及び第5号」に改め、同条第3項中「前条第5号」を「前条第6号及び第7号」に、「施設の」を「施設ごとの」に改める。

第5条第1項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第2項中「第3条第5号」を「第3条第6号及び第7号」に改める。

第6条第1項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第3項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第4項中「第3条第5号」を「第3条第6号及び第7号」に改める。

第6条の2中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

第9条及び第10条中「第3条第5号」を「第3条第6号及び第7号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

集会室、談話室等を改修し、生活介護を提供する事業に必要な施設等とするため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 55 号議案

大田区保健所使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区保健所使用条例の一部を改正する条例

大田区保健所使用条例(昭和 50 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、証明書若しくは試験検査成績書謄本」を「若しくは証明書」に改め、同項第 2 号ウを削る。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

試験検査成績書謄本の交付に係る手数料を廃止するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 56 号議案

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例
地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成 22 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号を次のように改める。

(9) 自治会等 大田区自治会連合会に加盟する自治会及び町会をいう。

第 8 条を次のように改める。

(まちづくり活動に対する支援事業)

第 8 条 区長は、まちづくり活動を推進するため、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援事業（以下「地区まちづくり支援事業」と総称する。）を行うものとし、事業の内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 地区まちづくり協議会設立支援事業 まちづくり活動を行う団体の地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）設立に向けた支援を行う事業

(2) 地区まちづくり協議会支援事業 協議会のまちづくり活動の円滑な実施と活動内容の充実を図るため、協議会の運営及びまちづくり活動に対して支援を行う事業

(3) 地区計画素案策定支援事業 地区計画により地区の特性を生かした街並みを形成するため、住民の発意による地区計画を検討する団体（以下「地区計画検討団体」という。）の地区計画の検討及び地区計画素案の策定に対して支援を行う事業

第 9 条第 2 項第 2 号中「地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）」

を「協議会」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「、第3号及び第4号」を「及び第3号」に、「報告」を「助成及び報告」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とする。

第10条第2項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号」に改め、「登録されたまちづくり専門家」の次に「（以下「登録専門家」という。）」を加え、「派遣されたまちづくり専門家」を「派遣された登録専門家」に改め、「区長に対し、」の次に「規則で定めるところにより」を加え、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 前項の登録専門家は、地区まちづくり支援事業を受ける団体に対し、指導、助言、資料作成、進行管理等（以下「指導等」という。）を行う。

4 第8条第2号及び第3号に規定する支援事業に関し、次に掲げるまちづくり活動を実施するための業務をまちづくり専門家に依頼するときは、登録専門家から選出するものとする。

(1) 協議会のまちづくり活動における事業（以下「活動事業」という。）

(2) 地区計画検討団体の地区計画素案の策定

5 区長は、登録専門家が行う指導等又は前項の支援の内容が適当でないとき認めるときは、審査会の審査を経て、登録を取り消すことができる。

第11条中「すべて」を「全て」に、「前条第2項のまちづくり専門家」を「登録専門家」に改め、同条第2号中「行う」の次に「又は行ったことがある」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号中「の策定」を「を策定し、継続してまちづくり活動を行うこと」に改め、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) まちづくり活動を行う対象地区（以下「活動対象地区」という。）が、

大田区都市計画マスタープランに基づき、規則で定めるまちづくり拠点地域

（以下「まちづくり拠点地域」という。）の全部又は一部を含む一体的な地

域であること。

(2) 活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。

ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

第12条及び第13条を次のように改める。

(地区まちづくり協議会支援事業)

第12条 区長は、協議会の認定を受けようとする団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、協議会として認定する。

(1) 前条各号に掲げる要件を全て満たすこと。

(2) 活動対象地区内の全ての自治会等が、協議会の認定を受けようとする団体のまちづくり活動に参加している又はまちづくり活動を承認していること。

(3) 活動対象地区内の自治会等、商店会、居住者、事業者又は土地所有者等で構成されていること。

(4) 活動対象地区及び当該活動対象地区を含むまちづくり拠点地域内の全ての自治会等、商店会、居住者、事業者及び土地所有者等に自発的参加の機会を保障していること。

(5) 策定した地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針がまちづくりの基本と整合していること。

2 協議会の認定期間は、5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、協議会は、認定の更新の申請をすることができる。

この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 区長は、協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 解散の届出をしたとき。

(2) 認定の取消しの申請をしたとき。

- (3) 認定の要件に適合しなくなったと審査会に判定されたとき。
- 5 区長は、協議会が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより協議会の運営に係る経費の助成（以下「協議会運営経費助成」という。）を行う。
- (1) まちづくり活動計画を作成し、活動事業を行おうとしていること。
 - (2) 同種の他の助成金を活用していないこと。
- 6 区長は、協議会の活動事業が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより活動事業の助成（以下「協議会活動事業助成」という。）を行う。
- (1) 協議会単独での実施が困難であり、区の支援を必要としていること。
 - (2) 地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針と整合していること。
 - (3) まちづくりの基本と整合していること。
 - (4) 同種の他の助成金を活用していないこと。
- 7 第5項又は前項の助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、会計年度の活動事業を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。
- 8 助成協議会は、協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。
- 9 区長は、助成協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の一部又は全部を取り消すことができる。
- (1) 認定を取り消されたとき。
 - (2) 協議会の運営及び活動事業以外の用途に助成金を使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- 10 助成協議会は、前項の規定により助成を取り消されたときは、当該取消しに

係る部分に関する助成金を速やかに返還しなければならない。

第13条 削除

第14条の見出しを「(地区計画素案策定支援事業)」に改め、同条第1項中「地区計画を検討する団体(以下「地区計画検討団体」という。)」を「地区計画検討団体」に、「すべて」を「全て」に、「第10条第2項のまちづくり専門家(以下この条において「地区計画専門家」という。)」を「登録専門家」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「行う」の次に「又は行ったことがある」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「地区計画を検討する対象地区(以下「地区計画対象地区」という。)」を「地区計画検討地区」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 地区計画を検討する対象地区(以下「地区計画検討地区」という。)の全ての自治会等及び商店会が、地区計画の検討を行うことについて承認していること。

第14条第2項中「区長は、」の次に「前項の登録専門家の派遣を行った」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「基づき」の次に「、審査会の審査を経て」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 登録専門家の派遣に係る当該専門家からの完了報告が、当該地区において地区計画によるまちづくりの可能性を認めていること。

第14条第2項第2号中「補助金」を「助成金」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項の助成を受けた地区計画検討団体(以下「助成地区計画検討団体」という。)は、地区計画素案の策定を中断しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

第14条第5項中「地区計画検討団体」を「助成地区計画検討団体」に、「速やかに助成金を」を「当該取消しに係る部分に関する助成金を速やかに」に改め、

同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 助成地区計画検討団体は、地区計画素案を策定したとき、地区計画素案策定経費助成に係る会計年度が終了したとき又は地区計画の素案の策定を中断したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。

第15条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「対象地区内の」の次に「地域団体、」を加え、同条第3項中「地域団体」の次に「（以下「登録団体」という。）」を、「対象地区内の」の次に「地域団体、」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 区長は、登録団体が解散したときは、当該地区まちづくりルールの登録を取り消すものとする。

第16条中「地区計画検討団体は」の次に「、次に掲げる要件の全てを満たすときは」を加え、「当該地区計画対象地区内の」を「第14条第2項の助成を受けて策定した」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地区計画の対象地区の土地所有者等の2分の1以上が、地区計画素案に合意していること。
- (2) 地区計画素案に合意している土地所有者等が所有する土地の地積が、地区計画の対象地区の地積の2分の1以上であること。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に登録専門家の派遣の申請をするものから適用し、施行日前に申請をした

ものについては、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に協議会の認定を受けているものに係る改正後の第12条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「5年」とあるのは「5年（平成28年4月1日前の期間を除く。）」とし、同条第3項の規定による更新の申請に基づき最初の更新がされるまでの間は、同条第4項第3号中「認定の要件」とあるのは「地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）による改正前の第12条第1項に規定する認定の要件」とする。
- 4 改正後の第12条第5項から第10項までの規定は、施行日以後に協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の申請をするものから適用し、施行日前に申請をしたものについては、なお従前の例による。
- 5 改正後の第14条第1項の規定は、施行日以後に登録専門家の派遣の申請をするものから適用し、施行日前に申請をしたものについては、なお従前の例による。
- 6 改正後の第14条第2項から第6項までの規定は、施行日以後に地区計画素案策定経費助成の申請をするものから適用し、施行日前に申請をしたものについては、なお従前の例による。
- 7 改正後の第15条の規定は、施行日以後に地区まちづくりルールの登録の申請をするものから適用し、施行日前に申請をしたものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

まちづくり活動を推進する支援事業を見直すため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 57 号議案

大田区住宅修築資金融資基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区住宅修築資金融資基金条例の一部を改正する条例

大田区住宅修築資金融資基金条例（昭和 51 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「3,000 万円」を「1,740 万円」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区住宅修築資金融資基金を減額するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 58 号議案

大田区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区建築審査会条例の一部を改正する条例

大田区建築審査会条例（昭和 58 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「議事及び」を「委員の任期、議事」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、委員の任期を定めるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 59 号議案

大田区係留施設条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区係留施設条例

(目的)

第 1 条 この条例は、係留施設の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって船舶の適正な係留を確保することを目的とする。

(名称等)

第 2 条 係留施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大田区南前堀係留施設	大田区東糀谷六丁目10番地先

(使用者の資格)

第 3 条 係留施設を使用することができる者は、個人又は法人であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 艇長（船舶の登録長さをいう。以下同じ。）12 メートル未満であつて、規則で定める船舶（以下「規定船舶」という。）を所有する者

イ 規定船舶を使用する権利を有する者（アに規定する者を除く。）

(2) 自己のために規定船舶を運行の用に供する者

(使用手続)

第 4 条 係留施設を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、係留施設の管理上必要な条件を付すことができ

る。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、係留施設の使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用期間及びその更新)

第5条 係留施設の使用の期間は、1年以内とする。

2 前条第1項の規定により係留施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認を受けた期間満了後も引き続いて使用しようとするときは、期間満了の日の30日前までに、区長に使用期間の更新の申請をしなければならない。

(承認事項の変更)

第6条 使用者は、使用の承認を受けた事項を変更したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。ただし、承認を受けた規定船舶に変更が生じる場合は、事前に区長に協議しなければならない。

(使用料)

第7条 係留施設の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 区長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用料を使用の承認を受けた日から1月以内に納付しなければならない。ただし、使用期間の更新の場合においては、当該更新の日から1月以内に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、使用料を一時に全額納付することが困難であると認めるときは、使用者の申請により、3回以内に分割して納付させることができる。

(使用料の不返還)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、係留施設の使用の承認に基づく権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(地位の承継)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、使用者の地位を承継する。この場合において、使用者の地位を承継した者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 使用者に相続があったときの当該規定船舶に係る相続人
- (2) 法人たる使用者が合併したときの合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割したときの分割により当該規定船舶を使用する権利を承継した法人

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、係留施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復し、その旨を区長に届け出て、検査を受けなければならない。第18条第1項又は第2項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(行為の制限)

第14条 何人も係留施設では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 係留施設を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失すること。

- (2) 火気を使用し、又は危険物を持ち込むこと。
- (3) 工作物を設置すること。
- (4) 承認を受けた係留施設以外の係留施設を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係留施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償の義務)

第15条 係留施設を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指導、警告及び勧告)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「違反所有者等」という。）に対し、その違反行為を中止し、係留施設に存する船舶その他の物件（以下「物件等」という。）を移転し、若しくは除去し、又は係留施設を原状に回復するよう指導することができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による承認等に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により承認等を受けた者

2 区長は、前項の規定による指導に従わない違反所有者等に対し、当該指導に従うよう警告することができる。

3 区長は、前項の規定による警告を受けた違反所有者等が、当該警告に従わないと認めるときは、その者に書面をもって、当該警告に従うよう勧告することができる。

(公表)

第17条 区長は、前条第3項の規定による勧告を受けた違反所有者等が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定

める事項を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた違反所有者等に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えることとする。

(監督処分)

第18条 区長は、違反所有者等に対して、この条例の規定に基づいてした承認を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又はその違反行為を中止すること、物件等を移転し、若しくは除去すること若しくは係留施設を原状に回復することを命ずることができる。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 係留施設に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、係留施設の保全のため、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(代執行)

第19条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による物件等の移転若しくは除去又は係留施設の原状回復の命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(判定委員会)

第20条 区長の諮問に応じて、第18条の規定による命令及び前条の規定による代執行を行うことの適否を判定するため、大田区係留施設の適正管理に係る判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

- 2 判定委員会は、前項に規定する諮問事項に関し優れた識見を有する者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(大田区公共物管理条例との関係)

第21条 使用者については、当該規定船舶の係留につき、大田区公共物管理条例(平成14年条例第26号)第7条から第21条まで、第25条、第27条、第30条第1項第4号、第31条から第33条までの規定は、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 区長は、施行日前に大田区公共物管理条例第8条の規定に基づき、船舶の係留につき使用の許可を受けている者であって、施行日前までに区長に係留施設の使用を申し出たものについては、この条例による係留施設の使用の承認を受けたものとみなすことができる。
- 3 第4条の規定に基づく使用の申請その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

艇長	使用料(1隻、1月につき)
6メートル未満	22,000円
6メートル以上9メートル未満	24,500円
9メートル以上12メートル未満	27,000円

(提案理由)

係留施設の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって船舶の適正な係留を確保するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 60 号議案

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

大田区特別区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

6,750円		6,930円
10,300円		10,600円
13,900円		14,300円
4,480円		5,370円
7,240円		8,680円
9,980円		11,970円
600円		610円
60円		61円
36円		37円
5,900円		6,070円
3,610円		3,710円
12,000円	を	12,300円
18,000円		18,300円
11,300円		12,300円
140円		140円
250円		260円
360円		370円
540円		550円
720円		740円
1,080円		1,110円
1,440円		1,480円
2,530円		2,600円
3,610円		3,710円
7,230円		7,430円

8,680円
11,300円

10,410円
12,300円

9,020円
5,410円
8,040円
180円
18,000円
18,000円
9,640円
180円
18,000円
180,400円
90,200円
12,000円
Aに0.024を乗じて得た額
15,400円
5,000円
18,000円
11,300円

を

9,180円
5,510円
8,190円
180円
18,300円
18,300円
9,910円
180円
18,300円
183,700円
91,800円
12,300円
Aに0.024を乗じて得た額
18,300円
6,000円
18,300円
12,300円

に、

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額

を

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4のもの		Aに0.012を乗じて得た額

に

	以上のもの	乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料の額を改定するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。